

令和3年度公益社団法人京都府青少年育成協会 事業計画

I 令和3年度 活動方針

次代を担う青少年が、社会における自らの役割と責任を自覚し、広い視野と優れた創造性を養い、心豊かにたくましく成長することは、京都府民すべての願いであり、そのために多くの方々日々真摯な活動を続けてこられ、半世紀以上が経ちました。

「青少年育成京都府民会議」が結成された昭和42年9月以降、この半世紀の間に、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化し、家庭・地域の教育力の低下が懸念される中、スマホやインターネットの普及、青少年犯罪の凶悪化や低年齢化、いじめやひきこもりの増大、さらには児童虐待の多発や薬物乱用など課題は山積しており、青少年健全育成の取組が一層期待されています。

また、京都府の少年非行の状況は、近年減少傾向を示しているものの、引き続き官民一体となった対策が求められています。

京都府青少年育成協会(以下「協会」という。)では、今私たちに何が求められているのか、そして、今後その役割をどう果たしていくのかを考え、京都府や関係機関、青少年育成市町村民会議、青少年(育成)団体等との連携をより一層深めながら、青少年育成府民運動のスローガン「**気づいてる？ あなたのまわりの あたたかさ**」のもと、青少年をあたたかく見守り、その健やかな成長を支援する健全な地域社会づくりを推進するため、「令和3年度重点目標」に沿って、活動を展開することとします。

また、今後の活動においては、青少年育成市町村民会議や青少年(育成)団体のみならず、各世代が支える社会貢献活動を通して得られる人間的な満足感と自信を青少年の健全育成の大きな成果に位置付けられるような事業を展開し、各世代みんなが主役となれるよう協働・共存で行える取組を模索して行きます。

なお、昨年来の新型コロナウイルス感染症の収束が不確実な状況である中で、事業の実施に当たっては、十分な予防対策を講じるとともに、事業が中止となった場合の対応策も検討しつつ事業の推進に当たることとします。

協会が平成30年4月から引き続き指定管理者の指定を受けて管理・運営する「京都府立青少年海洋センター(マリンピア)」及び「宮津市B&G海洋センター」の各施設において、その機能を最大限に発揮するため、より適切な管理・運営に努めるとともに、自主事業の充実を図るなど利用者の増加・促進に向けて一層取組を強化します。

II 令和3年度 重点目標

「明るい家庭と地域の輪が育てる 心豊かな青少年」
～青少年をあたたかく見守る地域社会づくり～

- 1 青少年育成府民運動の推進
- 2 青少年の自主活動・社会参加の促進、活動支援
- 3 明るい家庭づくり運動の推進
- 4 青少年の問題行動の防止、非行対策及び社会環境浄化の推進

- 5 会員団体との連携・活動支援
- 6 京都府立青少年海洋センター(マリーンピア)の利用促進

Ⅲ 令和3年度 事業実施計画

公 1 「青少年育成府民運動の推進」(重点目標 1～5)

青少年育成府民運動スローガン
気づいてる? あなたのまわりの あたたかさ

※このスローガンは、平成29年9月、京都府青少年育成協会創立50周年記念事業として制定したものである。

〔重点目標1〕青少年育成府民運動の推進

1 青少年健全育成推進のための街頭啓発活動

(1) 青少年(育成)団体等と連携・協働し、全国強調月間など効果的な時期に街頭啓発・ミニコンサート等を実施します。

(2) 特に、『青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)』や『子供・若者育成支援強調月間(11月)』を中心に、計画的に啓発活動を実施します。

(3) 協会としては、京都駅前など京都市内を中心に啓発活動を展開(*1、2)します。

また、青少年育成市町村民会議等と連携・協働した啓発活動を推進します。

*1 『青少年の非行・被害防止全国強調月間』 in KYOTO

*2 『子供・若者育成支援強調月間』 in KYOTO

(4) 京都府と連携し、月間の『パネル展』(新規)を共催で実施するとともに、協会HPを活用した広報・啓発活動を充実します。

また、啓発資料として、協会の青少年府民運動スローガンや新型コロナウイルスの感染予防対策等を印刷した「マスクケース」の作成等を検討します。

※令和2年度は、コロナ禍の中で、7月と11月の月間における街頭啓発活動のすべてを中止せざるを得ませんでした。

そうした中で、7月には、広報誌「わかもの京都」(臨時号)を発行し、学校休業などで大きな影響を受けた小・中・高校生への応援メッセージを送りました。12月には、会員団体の皆様から寄稿いただいた応援メッセージや会員団体の活動内容等の特集した「わかもの京都(2020冬号)」(Web版)を協会ホームページに掲載しました。

また、京都府が月間に取り組みされた「パネル展」に、協会の啓発パネル等を掲示していただきました。

2 『大人が変われば子どもも変わる運動』の推進

(1) 青少年(育成)団体等と連携し、府内各地で啓発活動を展開します。

(2) 協会としては「大人が変われば子どもも変わる」「地域の子どもは地域で守り育てる」等をコンセプトとした啓発資料を作成します。

(3) 「大人が変われば子どもも変わる運動」

大人が変われば子どもも変わる運動
～ 青少年の心を育てるキャンペーン ～

- 1 「まず、大人自身が変わる」啓発運動の推進
すべての大人が、まず自分自身が変わらねばと気づき行動する活動です。
- 2 「地域のおじさん・おばさん運動」の推進
「地域の子どもは地域で守り育てる」という気持ちで、子どもたちを温かく見守り、支援する実践活動です。
子どもの健やかな成長を願う大人みんなの活動です。
- 3 「モラルの向上を目指した取組」の推進
今の時代に求められるモラルのあり方や人の生き方などについて研究協議し、その普及を目指す活動です。

3 『青少年育成市町村民会議懇談会』の開催(6～7月)

- (1) 青少年健全育成の取組を一層推進するためには、青少年育成市町村民会議等が地域の関係団体等とより一層連携・協働し、地域社会総がかりで取組を進めることが何よりも重要です。
- (2) このことを踏まえ、府内4地域(「中丹・丹後」、「乙訓・南丹」、「山城北」、「山城南」)で、「3密対策」等、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じ、関係行政機関も含めた懇談会を開催します。
- (3) そして、それぞれの地域の課題やニーズに応じた取組を、連携の輪を広げて実施します。
- (4) さらに、先進的な取組事例については、広報紙「わかもの京都」や協会のホームページ等で情報発信(広報・啓発)します。

4 『青少年健全育成地域連携推進事業』の実施

- (1) 近年、青少年を取り巻く状況は、いじめ、非行、不登校、ひきこもり、薬物乱用等の深刻化や、若者の社会的自立の遅れなど、多様化・複雑化しています。こうした状況の中、青少年健全育成を一層推進していくためには、これらに対する取組を粘り強く継続して進めていくことが何よりも重要です。
そのため、本年度も引き続き、府内各地域で青少年(育成)団体等と連携・協働し、いじめや少年非行等の未然防止など、青少年の様々な課題に向けた取組を進めていきます。

(2) 『京都府青少年すこやかフォーラム』の開催

青少年育成関係者みんなで「学び、考え、行動する」機会として、子どもたちへの危険性が増大しているスマホやインターネット利用の現状について、あるいは、青少年の薬物乱用防止等について、自らが考える機会として、青少年育成市町村民会議及び青少年(育成)団体等と連携・協働し、時機を得た内容でフォーラムを開催します。

本年度は、亀岡市青少年育成地域活動協議会と連携し開催する予定です。

また、青少年育成市町村民会議、青少年(育成)団体等を対象に「コロナ対策研修会(仮称)」

の開催も検討します。

(3)『いじめ・非行防止フォーラム』の開催

府内の各教育局等と連携(共催又は後援)し、『いじめ・非行防止フォーラム』を開催します。

①「乙訓いじめ・非行防止フォーラム」(乙訓教育局)

令和3年6月12日(土)、長岡京市立中央公民館

②「やましろ未来っ子みんなでHUGフォーラム」(山城教育局)

令和3年7月下旬、動画配信

③「なんたん子育てフォーラム」(南丹教育局)

令和3年6月27日(日)、亀岡市内(調整中)

④「みんなでコラボin中丹」(中丹教育局)

令和3年6月19日(土)、舞鶴市中総合会館

⑤「丹後いじめ・非行防止フォーラム」(丹後教育局)

令和3年5月30日(日)、アグリセンター大宮

5 広報・情報提供事業

(1)府内各地域における「青少年健全育成推進」の地域連携・協働の取組を発信します。

(2)広報誌『わかもの京都』ほか、青少年の健全育成に係る広報・啓発用資料等を作成します。

(3)インターネット広報の充実

当協会のホームページを一層充実し、タイムリーな情報発信に努めます。

※ わかもの京都(Vol.134) 5,000部 啓発用チラシ(改訂版) 20,000枚 ほか

令和2年度は、「わかもの京都(Vol.133)」に加え、7月に「わかもの京都(臨時号)」、12月に「わかもの京都(2020冬号)」(Web版)を発行しました。

〔重点目標2〕青少年の自主活動・社会参加の促進、活動支援

1 第43回「少年の主張京都府大会」の開催

次代を担う子どもたちには、心身ともに健康で思いやる心を持ち、社会的に自立していける健やかな成長が求められています。そのためには、広い視野と柔軟な発想や想像力などとともに、物事を論理的に考える力や、自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力などを身に付けることが大切です。

第43回「少年の主張京都府大会」は、子どもたちにとって、これらの契機となることを願い開催します。

(1)作文の募集締切

令和3年8月2日(月)とします。

(2)応募対象者

府内の中学校及び特別支援学校中学部等に在籍している生徒とします。

(3) 発表大会

令和3年9月23日(木・祝)に本願寺間法会館で新型コロナウイルスの感染予防対策を講じ開催します。

(4) 共催(予定)

京都府PTA協議会・京都市PTA連絡協議会・(独)国立青少年教育振興機構

(5) 作品集の作成等

「明るい家庭づくり(家庭の日)絵画展」とともに、入賞作品の作品集を作成し、関係機関等に配布します。

また、大会の様様をYouTubeで放映すると共に、DVDを作成し、府内中学校等関係機関に配布します。 ※令和2年度 作品集3,000部作成、YouTubeで放映、DVD350枚作成

(6) その他

ア 少年の主張京都府大会における「京都府知事賞」の受賞者は、京都府代表として、令和3年11月に東京で開催される全国大会への出場候補者として推薦します。

イ 少年の主張京都府大会を充実させるため、令和2年度から、各青少年育成市町村民会議等が開催する少年の主張大会(発表会)で発表した作文の京都府大会への推薦制度を導入しています。

※令和2年度応募状況 23校、1,586編(内、市町村民会議からの推薦は、5市町、9校9編) (㊟ 32校、4,713編)

「京都府知事賞」を受賞された京田辺市立培良中学校2年白岩璃奈さんを、全国大会候補者に推薦しました。全国大会での発表には至りませんでしたが「努力賞」を受賞されました。

2 京都府子ども議会(隔年開催)への協力

京都府・京都府議会が実施する京都府子ども議会事業に後援団体として協力します。

3 青少年団体等への活動支援

(1) 協会活動室(12名程度)を、会員等に対し会議等に使用できるスペースとして無料提供します。

利用を希望する会員等は、電話等で直接協会へ申し込んでください。

(2) 広報誌「わかもの京都」等で、青少年団体等の情報共有を図ります。

〔重点目標3〕明るい家庭づくり運動の推進

1 明るい家庭づくり運動の普及・推進

協会は、青少年の健やかな成長にとって家庭の役割の大切さを再認識していただくため、毎月第4土曜日を「家庭の日」と定め(平成7年)、明るい家庭づくり運動を推進しています。

(1) 『家庭の日(毎月第4土曜日)』について、広報誌「わかもの京都」や協会ホームページ、チラシ等を

活用し、普及に努めます。

(2)青少年健全推進のための街頭啓発活動のなかで、『家庭の日』についても府民への啓発活動を実施します。

(3)「明るい家庭づくり(家庭の日)絵画展」の入賞作品を活用した「明るい家庭づくり運動」啓発カレンダーを作成し、関係機関に配布します。 ※令和元年度～ 3,000部作成

2 第25回「明るい家庭づくり(家庭の日)絵画展」の実施

小学生から見た家庭内での微笑ましいふれあいを絵に表現することを通して、子どもたちの健やかな成長にとって家庭の役割の大切さを再認識していただくため、第25回「明るい家庭づくり(家庭の日)絵画展」を実施します。

(1)募集作品

親子や家庭のふれあいを題材とした絵画とします。

(2)募集締切

令和3年9月6日(月)とします。

(3)応募対象者

府内の小学校及び特別支援学校小学部等に在籍している児童とします。

(4)表彰

入選作品は表彰します。

(5)作品集

「少年の主張京都府大会」事業とともに、入賞作品の作品集を作成し、関係機関等に配布します。

(6)巡回展示

京都府庁をはじめ、青少年育成市町村民会議等の協力を得て、府内各地で入賞作品の巡回展示を行います。

(7)デジタル展示会(新規)

協会ホームページに入賞作品の「デジタル展示会(仮称)」を常設します。

(8)その他

入賞作品を活用して「明るい家庭づくり運動」啓発カレンダーを作成し、関係機関等に配布します。【再掲】

※令和2年度応募状況 49校、483点 (◎ 65校、673点)

「京都府知事賞」は、木津川市立城山台小学校3年荻田廉平さんが受賞されました。

表彰式は、令和3年1月17日(日)、本願寺間法会館で実施しました。

また、入賞作品等の巡回展示を京都府庁2号館を始め、府内18会場で実施(令和3年1月～5月)しました。

〔重点目標4〕青少年の問題行動の防止、非行対策及び社会環境浄化の推進

1 『青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)』及び『子供・若者育成支援強調月間(11月)』の取組

- (1) 青少年(育成)団体等と連携・協働し、街頭啓発・ミニコンサート等を実施します。
- (2) 青少年の非行のみならず、いじめ、ひきこもり、児童虐待、薬物乱用など、青少年健全育成にかかわるすべての啓発の場とします。
- (3) 強調月間に呼応した取組である「少年を明るく育てる京都大会」等へ積極的に参加します。
- (4) 青少年育成市町村民会議等と連携・協働し、啓発活動を進めます。

2 「青少年健全育成地域連携推進事業」の実施 <再掲>

3 京都府青少年健全育成審議会<京都府事業>への参画

「青少年の健全な育成に関する条例」第24条の8に基づき設置された審議会であり、青少年の健全な育成に関する意見等を審議会に反映します。

4 京都府青少年健全育成功労者等知事表彰<京都府事業>への協力

青少年の健全な育成に多大な貢献のあった個人や団体、他の模範となる活動を行った青少年や団体の功績をたたえ、青少年健全育成に対する社会の関心を高めることを目的として、京都府知事が「青少年の健全な育成に関する条例」第11条に基づき表彰する府事業に協力します。

※令和2年度 表彰式 令和2年11月24日(火)、京都ガーデンパレス

表彰者 団体5団体、個人18名(内、協会推薦分 団体3団体、個人10名)

5 「青少年の健全な育成に関する条例」の趣旨に基づく社会環境浄化の推進

6 各団体事業等への共催・参加協力

- (1) 「社会を明るくする運動」京都府推進委員会への参加
- (2) 「きょうと薬物乱用防止行動府民会議」への参加
『ダメ。ゼッタイ。』普及運動への参加
- (3) 「府民交流フェスタin京都府立植物園」への参加 など

〔重点目標5〕会員団体との連携・活動支援

- 1 「青少年育成市町村民会議懇談会」を開催 <再掲>
- 2 「青少年健全育成地域連携推進事業」の実施 <再掲>
- 3 青少年の育成に関する講座等の開催・支援

会員団体等が開催する講座等に対し、京都府と連携し、希望のテーマに則した講師を紹介します。

京都府の出前語らい、専門職員派遣制度について、協会のホームページでも紹介します。

4 会員団体等の活動に対する助言、共催・後援等

5 啓発資材等の貸出

協会のホームページに掲載します。

貸出を希望される会員団体等は、協会あてに連絡してください。

〔その他、法人の運営等〕

1 研修会・会議等へ参加

内閣府主宰の研修会・会議等に参加します。

2 公益社団法人の運営

(1)総会を開催(6月)します。

(2)理事会を年3回(5月、総会終了後、翌年3月)開催します。

(3)監事監査を実施(5月)します。

(4)会長・副会長・常務理事による「三役会議」を必要に応じ、開催します。

3 財政基盤の充実

正会員・賛助会員の加入促進に努めます。

※「入会案内」パンフレットの活用など